

申請手数料一覧（延岡市手数料条例）案

1. 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定手数料

(1) 低炭素建築物新築等計画の認定手数料（法第53条第1項）

(2) 低炭素建築物新築等計画の変更認定手数料（法第55条第1項）

(ア) 住戸部分、戸建住宅、長屋における計画認定

(ア) 住戸部分、戸建住宅、長屋における変更の計画認定

戸数区分	手数料の額（金額単位：円）	
	適合証*1あり	適合証なし
1戸	6,000	38,000
2～5戸	11,000	75,000
6～10戸	18,000	104,000
11～25戸	29,000	146,000
26～50戸	48,000	208,000
51～100戸	85,000	298,000
101～200戸	134,000	402,000
201～300戸	169,000	526,000
300戸を超えるもの	181,000	617,000

戸数区分	手数料の額（金額単位：円）	
	適合証あり	適合証なし
1戸	3,000	19,000
2～5戸	5,500	37,500
6～10戸	9,000	52,000
11～25戸	14,500	73,000
26～50戸	24,000	104,000
51～100戸	42,500	149,000
101～200戸	67,000	201,000
201～300戸	84,500	263,000
300戸を超えるもの	90,500	308,500

(イ) 非住宅部分、共同住宅の共用部分における計画認定

(イ) 非住宅部分、共同住宅の共用部分の変更における計画認定

面積区分：A (㎡)	手数料の額（金額単位：円）	
	適合証あり	適合証なし
300㎡以内	11,000	117,000
300<A≤2,000	29,000	191,000
2,000<A≤5,000	85,000	297,000
5,000<A≤10,000	134,000	380,000
10,000<A≤25,000	169,000	454,000
25,000㎡を超えるもの	211,000	528,000

面積区分：A (㎡)	手数料の額（金額単位：円）	
	適合証あり	適合証なし
300㎡以内	5,500	58,500
300<A≤2,000	14,500	95,500
2,000<A≤5,000	42,500	148,500
5,000<A≤10,000	67,000	190,000
10,000<A≤25,000	84,500	227,000
25,000㎡を超えるもの	105,500	264,000

(ウ) 非住宅部分の外皮性能評価に係る加算額

(ウ) 非住宅部分の外皮性能評価の変更に係る加算額

面積区分：A (㎡)	手数料の額（金額単位：円）	
		適合証なし
300㎡以内		138,000
300<A≤2,000		214,000
2,000<A≤5,000		279,000
5,000<A≤10,000		325,000
10,000<A≤25,000		377,000
25,000㎡を超えるもの		420,000

面積区分：A (㎡)	手数料の額（金額単位：円）	
		適合証なし
300㎡以内		69,000
300<A≤2,000		107,000
2,000<A≤5,000		139,500
5,000<A≤10,000		162,500
10,000<A≤25,000		188,500
25,000㎡を超えるもの		210,000

(3) 認定と併せて建築基準法の確認審査を受けようとする場合 次の(a)～(c)を加算した額

(a) 建築確認審査を行う場合の加算額	
床面積の合計：A (㎡) ※2	手数料の額 (金額単位：円)
30㎡以内	7,000
30㎡<A≤100㎡以内	13,000
100㎡<A≤200㎡	20,000
200㎡<A≤500㎡	28,000
500㎡<A≤1,000㎡	48,000
1,000㎡<A≤2,000㎡	71,000
2,000㎡<A≤10,000㎡	207,000
10,000㎡<A≤50,000㎡	311,000
50,000㎡を超えるもの	531,000

(b) 構造計算適合性判定に準じた審査を行う場合の加算額		
床面積の合計：A (㎡)	認定ゾーンの区分	左記以外
1,000㎡以内	159,000	209,000
1,000㎡<A≤2,000㎡	191,000	273,000
2,000㎡<A≤10,000㎡	210,000	310,000
10,000㎡<A≤50,000㎡	260,000	400,000
50,000㎡を超えるもの	420,000	730,000

(c) 昇降機を含む場合の加算額

昇降機の台数	手数料の額 (金額単位：円)
1基につき	11,000
(計画変更の場合)	7,000

(注意事項)

※1 適合証とは、住宅のみの用途に供する建築物の場合は、登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関、非住宅の用途が混在する場合は、登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関を兼ねた指定確認検査機関により技術的審査に適合すると認められた計画であることを証する書面

※2 床面積の合計は、①新築、増築、改築の場合(当該新築等に係る部分の床面積)②移転、大規模の修繕・模様替、用途変更の場合(当該移転等に係る部分の床面積の1/2)③計画変更の場合(当該計画変更に係る部分の床面積の1/2、床面積が増加する場合にあっては当該床面積の増加する部分の床面積)

2. 認定手数料の計算例

例1. 戸建て住宅を認定申請する場合の手数料の計算例

適合証あり 6,000円 適合証なし 38,000円 ((1)・(7) 手数料を適用)

例2. 長屋(5戸)を認定申請する場合の手数料の計算例

適合証あり 11,000円 適合証なし 75,000円 ((1)・(7) 手数料を適用)

例3. 共同住宅(建築物全体は20戸)で認定対象住戸が10戸を認定申請する場合の手数料の計算例(住戸のみの認定)

適合証あり 29,000円 適合証なし 146,000円 ((1)・(7) 手数料を適用・戸数区分の20戸)

例4. 共同住宅(建築物全体は20戸)で認定対象住戸が10戸及び住棟(建築物全体)を認定申請する場合の手数料の計算例

(住戸+住棟) この場合に共用部分を200㎡とすると、

適合証あり 29,000円 + 11,000円 ((1)・(4) 手数料を適用・共用部分の面積300㎡以内) = 40,000円

適合証なし 146,000円 + 117,000円 ((1)・(4) 手数料を適用・共用部分の面積300㎡以内) = 263,000円

例5. 非住宅のみ建築物で床面積の合計が2,500㎡で外皮性能評価による対象面積も2,500㎡の場合の手数料の計算例

適合証あり 85,000円 ((1)・(4) 手数料を適用)

適合証なし 297,000円 ((1)・(4) 手数料を適用) + 279,000円 ((1)・(4) 手数料を適用) = 576,000円